



薬生監麻発 1003 第 2 号  
平成 28 年 10 月 3 日

各 都道府県  
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」  
の改訂について

標記について、別添写しのとおり各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長  
宛て通知しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします。



薬生監麻発 1003 第 1 号  
平成 28 年 10 月 3 日

各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」  
の改訂について

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについては、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について」（平成 25 年 12 月 20 日付け薬食監麻発 1220 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）により示してきたところです。

この度、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 147 号）が平成 28 年 9 月 14 日に公布されたことに伴い、上記通知の別添「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の改訂を行ったので、関係者へのご周知のうえ、適切に運用していただくようご配慮願います。